平成２２年（フ）第２１０号
福岡県久留米市高良内町2888番地６　明星ガーデンハイツ202号
債務者　鹿野　公恵
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１８号
福岡県久留米市大善寺南１丁目19番17号　プリムローズ大善寺A101号
債務者　仲前　信治
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２２２号
福岡県久留米市高良内町3729番地１、住民票上の住所福岡県久留米市上津町1758番地３
債務者　山川　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４号
福岡県柳川市三橋町白鳥312番地
債務者　河口　廣喜
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
福岡県大川市大字三丸79番地１
債務者　今泉　常雄
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
福岡県八女市今福1167番地４
債務者　有冨　純子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２５３号
宮崎市宮崎駅東３丁目２番地５　白水舎ハイムA棟24号
債務者　松田　耕平
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２７号
宮崎県延岡市伊達町１丁目57番地
債務者　竹井　繁伸
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５３号
鹿児島県奄美市名瀬久里町２番19号竹山ビルB401号
債務者　坂　　順子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６８号
鹿児島県鹿屋市輝北町上百引2160番地５
債務者　北　　一弘
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
沖縄県那覇市首里鳥堀町３丁目４番地
債務者　島袋ひとみ（旧姓友寄）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２０９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平449番地２
債務者　伊集　守嗣
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３３号
沖縄県那覇市繁多川１丁目17番７号　光陽マンション403
債務者　金城　典子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目480番地１　ＦＣ石嶺コーポ205
債務者　砂川　玲子（旧姓友利）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４１号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目480番地１　ＦＣ石嶺コーポ205
債務者　砂川　高宏
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１８号
沖縄県石垣市字登野城677番地の１　２階
債務者　新城　春美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第２６２号
秋田市仁井田新田１丁目11番51号
債務者　進藤　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部